

秩父別町の給与・定員管理等及び人事行政の運営状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

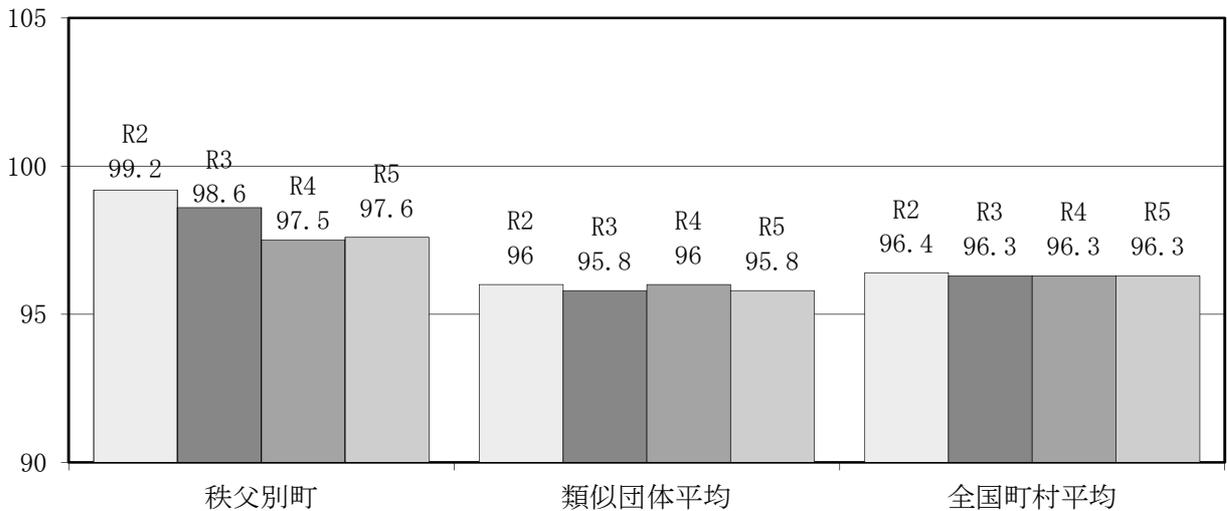
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 2,297	千円 4,062,780	千円 40,754	千円 536,293	% 13.2	% 12.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり人件費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 53	千円 194,258	千円 34,305	千円 75,791	千円 304,354	千円 5,743	千円 5,356

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

-

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国家公務員に準拠して平均2%引き下げを実施。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
秩父別町	39.0 歳	295,185 円	353,993 円	338,474 円
北海道	42.8 歳	317,306 円	387,419 円	360,085 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	40.9 歳	295,989 円	349,665 円	325,035 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		秩父別町	北海道	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

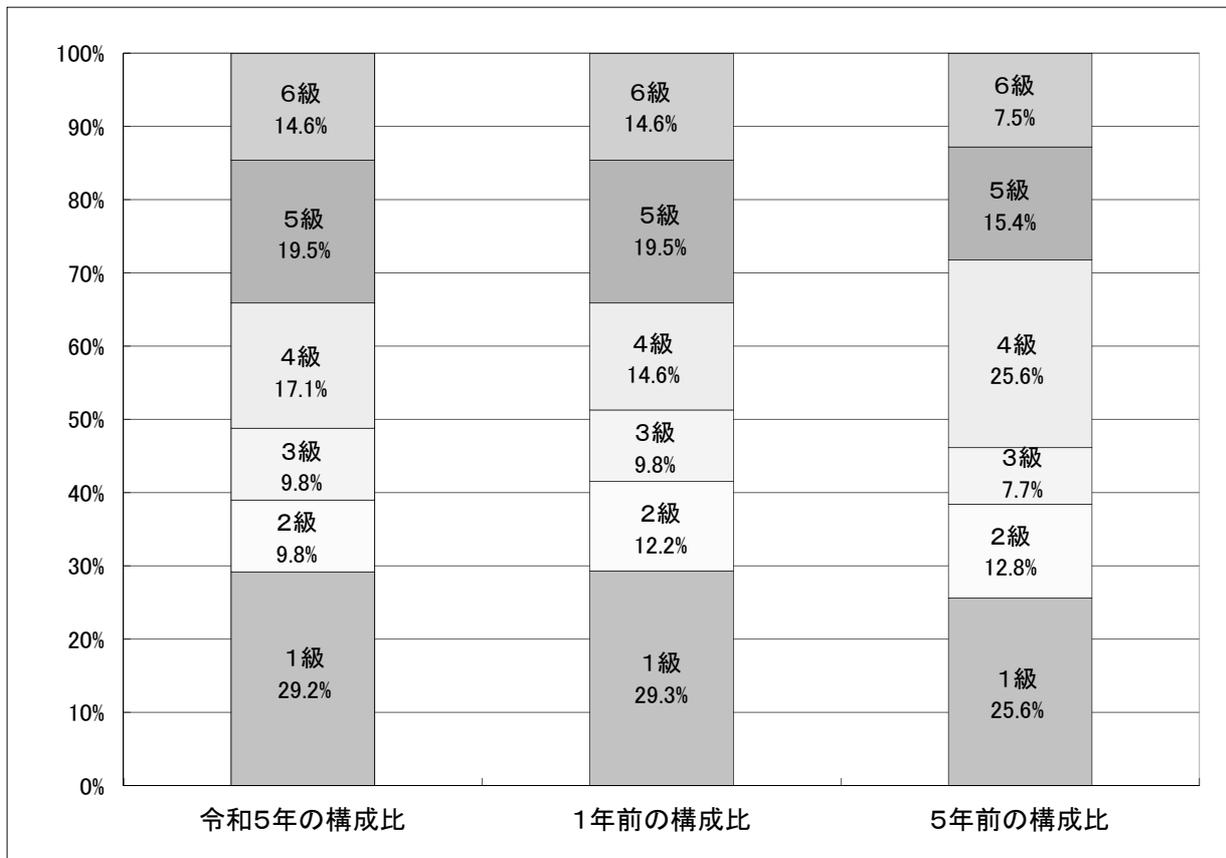
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,900 円	— 円	354,200 円
	高校卒	222,700 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

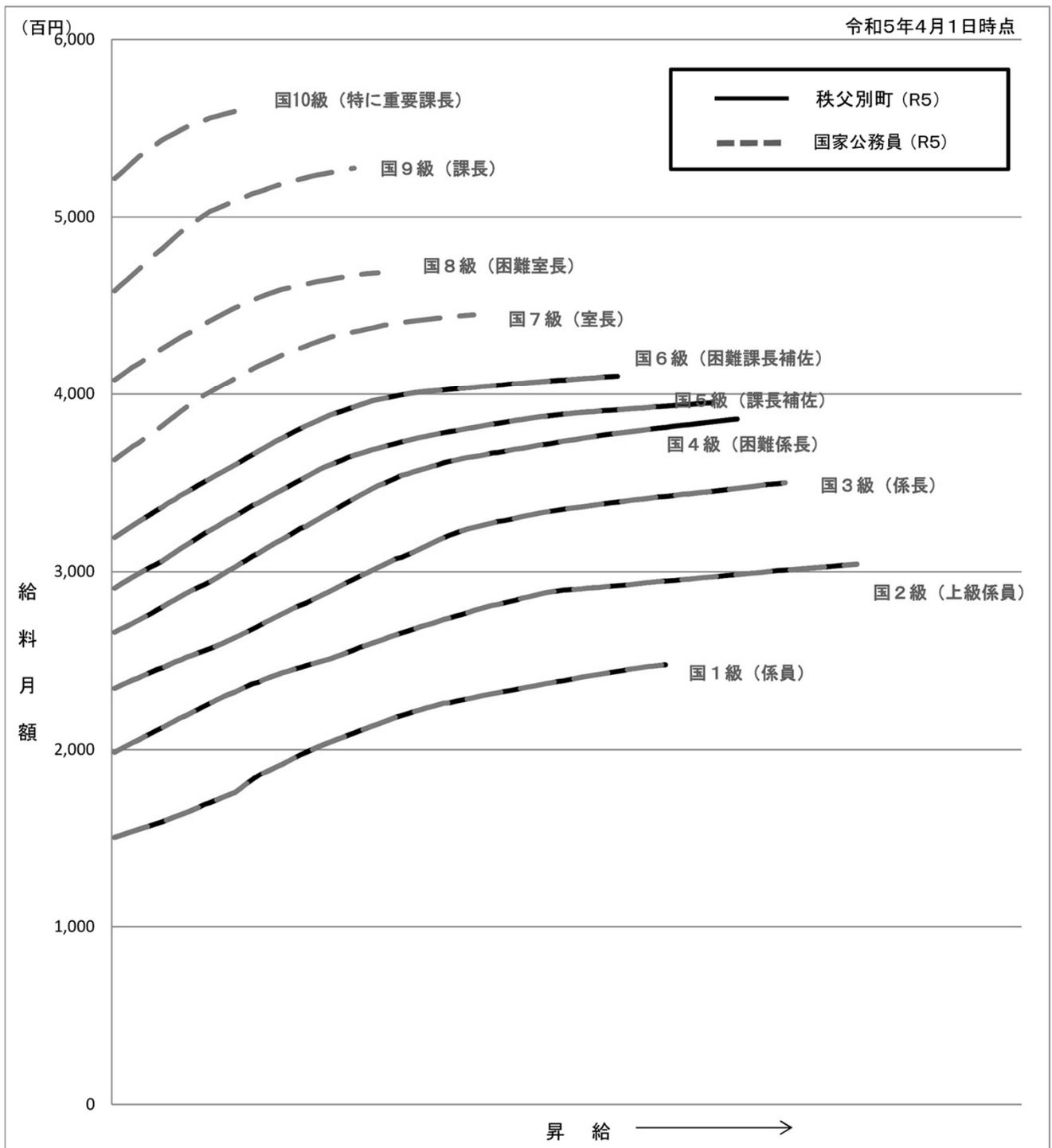
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員の職務	12人	29.2%	150,100円	247,600円
2 級	上級係員・主事の職務	4人	9.8%	198,500円	304,200円
3 級	係長・主査・上級係員の職務	4人	9.8%	234,400円	350,000円
4 級	事務局長・課長補佐・主幹・館長・事務局次長・指定係長・指定主査の職務	7人	17.1%	266,000円	385,800円
5 級	課長・参事・室長・事務局長・技術長・指定課長補佐・指定主幹の職務	8人	19.5%	290,700円	395,000円
6 級	指定課長・指定参事・指定室長・指定次長・指定事務局長の職務	6人	14.6%	319,200円	410,200円

- (注) 1 秩父別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較 (行政職 (一)) (令和5年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇格可能な区分	昇格実績がある区分	昇格可能な区分	昇格実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

秩父別町	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,356 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,627 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

秩父別町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	8,892 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
犬取扱業務手当	全職員	犬の捕獲又は殺処分業務に従事し、又は補助したとき	日額 500円
伝染病防疫業務手当	全職員	伝染病が発生し又は発生するおそれがある場合に救護、処理消毒の業務に従事したとき	日額 500円
行路病死人取扱業務手当	全職員	身元不明の変死体又は行路病人の収容、処理、取扱の業務に従事したとき	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	5,229 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	158 千円
支給実績(令和3年度決算)	3,353 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	129 千円

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 16歳～22歳までの扶養親族 月額1人5,000円加算	同		5,963 千円	238,500 円
住居手当	借家 家賃に応じて支給 (28,000円限度) 持家 11,000円 (新築等5年間15,000円)	異	国は持家の場合 支給なし	7,081 千円	164,667 円
通勤手当	交通機関利用55,000円限度 自動車利用(距離に応じ) 2,000円～31,600円	同		355 千円	59,167 円
管理職手当	給料月額10%以内	同		8,449 千円	444,695 円
寒冷地手当	世帯主 扶養親族のある職員 月額 26,380円 扶養親族のない職員 月額 14,580円 その他の職員 月額 10,340円	同		5,140 千円	96,980 円
宿日直手当	日直勤務を命じられ勤務した 職員に支給 月額4,400円	同		592 千円	13,763 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	830,000 ()	円	(参考)類似団体における最高/最低額 846,800 円 / 528,000 円
	副 町 長	669,000 ()	円	677,700 円 / 478,000 円
	教 育 長	594,000 ()	円	—
報酬	議 長	268,000 ()	円	318,000 円 / 203,000 円
	副 議 長	212,000 ()	円	300,000 円 / 130,000 円
	議 員	177,000 ()	円	251,000 円 / 109,000 円
期末手当	町 長 副 町 長 教 育 長	(令和4年度支給割合) 4.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 4.40 月分		
退職手当	町 長 副 町 長 教 育 長	(算定方式) 給料月額×在職期間(年)×5.126 給料月額×在職期間(年)×3.234 給料月額×在職期間(年)×2.838		(支給時期) 任期ごとに支給 任期ごとに支給 任期ごとに支給
	備考			

(注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

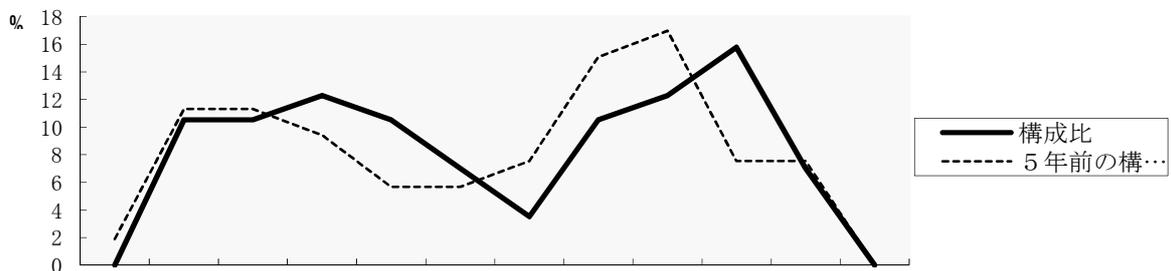
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和4年		
一般行政部門	議会	2	2		
	総務	18	18		
	税務	2	2		
	農林水産	5	6	△1	人事異動による減
	商工	1	1		
	土木	7	7		
	民生衛生	11	10	1	人事異動による増
小計	47	47			
特別部門	教育	6	6		
	小計	6	6		
公営企業等部門	水道	1	1		
	下水	1	1		
	その他	2	2		
	小計	4	4		
合計		57	57	0	
		[70]	[70]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	6人	7人	6人	4人	2人	6人	7人	9人	4人	0人	57人

(3) 職員数の推移

部門	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
	一般行政		42	43	44	44	47	
教育		7	8	8	4	6	6	-1 -(14%)
普通会計 計		49	51	52	48	53	53	4 (8%)
公営企業等会計		4	4	4	4	4	4	0 (0%)
総合計		53	55	56	52	57	57	4 (8%)

7 職員の勤務時間、その他の勤務条件

(1) 勤務時間（標準的なもの）

（令和5年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振				週休日
	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間	
38時間45分	8:30	17:15	廃止	12:00～13:00	土曜日 日曜日

(2) 休暇制度

種類	取得条件	期間	給与の支給
年次有給休暇	公務の正常な運営に支障をきたさないとき	1年につき20日 20日を限度に翌年に繰越すことができる	有給
病気休暇	負傷及び疾病のため療養の必要があるとき	必要と認める期間	有給 (減給措置有)
特別休暇	災害により、交通が遮断されたとき	必要と認める期間	有給
	選挙権その他公民としての権利を行使するとき	必要と認める期間	有給
	裁判員、証人、参考人等として官公署等に出頭するとき	必要と認める期間	有給
	妊娠中の女性職員が母子健康手帳の交付を受けてから出産後1年後までの間において、保健指導又は健康診査を受けるとき	妊娠満23週目から出産後1年までの期間において基準の日数	有給
	母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難なとき	2週間以内	有給
	職員が出産するとき	出産予定日6週間前から産後8週間を経過する日までの期間	有給
	生後1年に達しない乳児に母乳を与えるとき	1日2回各30分以内	有給
	忌引のとき	(主なもの) 配偶者 7日以内 父母 7日以内 子 5日以内	有給
	法要のとき	父母、配偶者、子に限り1日以内	有給
	結婚のとき	5日以内	有給
	配偶者出産のとき	2日以内	有給
	職員の妻が出産する場合であってその出産予定の日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの間、子(小学校就学前)を養育するため勤務しないことが相当と認められるとき	期間内における5日の範囲内の期間	有給
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1年につき5日以内	有給
	要介護者の介護又は通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行及び世話をを行う職員が、勤務しないことが相当であると認められるとき	1年において5日(要介護者が2名の場合は10日)の範囲内の期間	有給
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務を要しないことが相当と認められるとき	7月から9月の期間内における、連続する3日の範囲内の期間	有給
骨髄移植の提供者となる時	必要と認める期間	有給	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無給
ボランティア休暇	職員が自発的、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき	1年につき5日以内	有給

8 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和5年度）

区分	処分者数	該 当 事 項
分限処分	降任	0人 ・勤務成績が良くない場合(地公法第28条第1項第1号) ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合(地公法第28条第1項第2号)
	免職	0人 ・必要な適格性を欠く場合(地公法第28条第1項第3号) ・職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合(地公法第28条第1項第4号)
	休職	0人 ・心身の故障の場合(地公法第28条第2項第1号) ・刑事事件に関し起訴された場合(地公法第28条第2項第1号)
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人 ・法律に違反した場合(地公法第29条第1項第1号) ・職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合(地公法第29条第1項第2号)
	減給	0人 ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合(地公法第28条第1項第3号)
	戒告	0人

(注)分限処分は、公務能率の維持を目的に職員に対して行われる処分です。

懲戒処分は、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

9 公平委員会の業務の状況（令和5年度）

職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件について適当な措置を行うよう要求したり、分限や懲戒などの処分を受けた場合の不服申し立ての機関として、関係法令に基づき、市は公平委員会を設置しています。公平委員会では、勤務条件に関する措置要求や不服申し立てがあった場合に、任命権者の人事権が適正に行使されるよう助言や審査を行います。

令和4年度中の公平委員会での審査などの状況は、勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ては、いずれもありませんでした。

10 職員のサービスの状況（令和5年度）

区分	内容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法第32条)	職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止(地公法第33条)	職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務(地公法第34条)	職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	0人
職務に専念する義務(地公法第35条)	勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。	0人
政治的行為の制限(地公法第36条)	政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。	0人
争議行為等の禁止(地公法第37条)	地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。	0人
営利企業等の従事制限(地公法第38条)	任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

1.1 職員の研修の状況（令和4年度）

研修先	研修内容	受講者数
総務省自治大学校	第3部	1 人
他の地方公共団体及び民間団体派遣研修	北海道後期高齢者医療広域連合 公益財団法人北海道市町村振興協会	2 人
空知管内町村職員研修	基礎・初級・中級・法制基礎・法務実務・政策法務	13 人
市町村職員研修センター	管理者・監督者・契約実務	3 人
市町村職員中央研修所	住民窓口サービスの向上 上下水道事業の経営管理	2 人
庁内職員研修	メンタルヘルス研修	58 人
合計		79 人

1.2 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和5年度）

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、地方公務員等共済組合法に基づく北海道市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は、医療保険制度としての短期給付や年金制度としての長期給付などの共済事業を実施することにより職員の福利厚生の充実を図っています。

また、職員の健康増進・元気回復などの福利厚生事業については、本町職員で組織する町職員親睦会への助成などを通じて実施しています。令和5年度の助成金額は500千円を交付しています。

このほか、職員の健康管理のため総合検診（人間ドック）、定期健康診断（住民健診）を実施し、職員が安心して仕事に専念できる環境をつくっています。

健康診断の実施状況

種類	受診者	対象者
総合検診（人間ドック）	29 人	30歳以上の職員（30～40歳は隔年で受診）
住民健診	28 人	総合検診該当者以外の職員